

令和5年度地域ブランディング創生事業委託業務 業務仕様書

1 業務の目的

三重県は、インターネット上でのプロモーションにおいて、近年重要性が増している動画による情報発信を強化するため、三重県の魅力を視覚的に訴求するプロモーション動画の配信を実施し、外国人の三重県に対する認知の拡大と日本人の三重県旅行への興味・関心の深化を図るとともに、「Mie, Once in Your Lifetime」(一生に一度は訪れたい三重県)をテーマとして、観光ブランディングの強化に取り組んできた。

新型コロナウイルスによる水際措置が終了し、今後、訪日外国人旅行者は回復し続けることが予想される。このような状況に対応するため、アフターコロナにおける旅行者ニーズを踏まえながら、三重県が令和元年度から令和4年度に制作した観光プロモーション動画を活用し、引き続きオンラインプロモーションを実施することで、海外における三重県の認知度向上やブランディング強化、三重県への誘客促進を図ることとする。

2 契約期間

契約日から令和6年3月15日(金)まで

3 ターゲット

ターゲット国(地域)は、東アジア(台湾、香港)、東南アジア(タイ、シンガポール、マレーシア)、G7加盟国(フランス、アメリカ、カナダ、イタリア、イギリス、ドイツ)とし、そのなかでも訪日旅行に関心を有する層をターゲットとする。

4 業務内容

ターゲット国(地域)の嗜好、実情に合わせ、動画投稿サイト「YouTube」を活用し、効率的なプロモーションを企画、実施すること。

外国人観光客誘致における三重県のキャッチコピーである「Mie, Once in Your Lifetime」(一生に一度は訪れたい三重県)(※1)の浸透を図ること。

※1 三重県観光ブランドロゴ・キャッチフレーズについて
<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0032500073.htm>

(1)「YouTube」での広告配信

ア YouTube 広告(TrueView インストリーム広告、インフィード動画広告)を活用し、三重県が指定する YouTube チャンネル「Japan Travel “Mie”」に投稿されている、三重県が著作権を有する以下の動画を配信すること。

(三重県が著作権を有する動画)

- 過去4年間に本事業で三重県が制作したプロモーション動画
令和元年度 テーマ「三重の文化」「三重の食」「三重の自然」

Mie, Japan 8K HDR - 三重県

<https://www.youtube.com/watch?v=6E80cy3ZDJk>

令和2年度 テーマ「三重ならではの体験」

Moment Capturer ~It's gonna be your Stories~ 【MIE JAPAN】

<https://www.youtube.com/watch?v=GWMJ4br2PJU&t>

令和3年度 テーマ「三重での新しい旅のスタイル」

Experience Mie Japan-三重県

<https://www.youtube.com/watch?v=wnuKLRKEhM&t>

○その他事業で三重県が制作したプロモーション動画

令和元年度制作

Unforgettable Japan, Mie

<https://www.youtube.com/watch?v=5Be0Yf7sAu8>

令和3年度制作

View Tour of Plum Flowers in Mie

<https://www.youtube.com/watch?v=2BIEqDSzZMk>

MIE JAPAN once in your life time

<https://www.youtube.com/watch?v=L0c2976W0vk>

令和4年度制作

“Once in Your Lifetime” MIE –Exclusive Excursions

<https://www.youtube.com/watch?v=IGJKQulimxM>

イ アの業務を行うなかで、令和4年度までに蓄積した YouTube 広告のオーディエンスリスト（※2）を活用したリマーケティング広告を効果的に組み合わせて配信を行うこと。

ウ 配信にあたっては国別・広告種類別の再生回数、配信スケジュール、予算及びターゲティングについて、三重県と協議のうえ決定し、実施すること。

エ 動画の配信期間は2回以上とし、そのうち1回は、令和6年1月から3月の間の期間とすること。

オ 動画から三重県の観光情報について詳細な情報を掲載している外国語ウェブサイト等に誘導できるようにすること。

カ エンゲージメントの増加や外部サイトへのクリック率の向上に努めること。

キ 目標視聴回数は390万回以上とすること。

ク 実施にあたり、Google 広告の MCC アカウントと受託者の広告アカウントの紐づけ・削除等の作業発生時に、アカウントを管理する三重県観光連盟に対してテクニカルサポート等を行うこと。

ケ ブランドリフト調査を1市場以上行うこと。ターゲット国、調査内容については、三重県と協議のうえ、決定し、実施すること。

※2 令和4年度までの広告配信期間中に YouTube チャンネル「Japan Travel “Mie”」にアクセス等があったユーザー情報をまとめたリスト（台湾、香港、

タイ、シンガポール、フランス)

(2) 効果測定について

- ア 動画の視聴回数、視聴者の属性、地域、トラフィックソース、視聴端末、広告の表示回数、CTR（リンククリック率）、CPC（リンクのクリック単価）、エンゲージメント等の必要なデータの測定、及び分析を適切に行うこと。
- イ データ測定、及び分析の結果に応じてターゲティングの変更等の改善を三重県と協議のうえで実施すること。
- ウ 動画を視聴した者について、個人を特定しない範囲で属性を調査すること。
- エ 広告配信期間中のチャンネル登録者数の増減について測定すること。
- オ 上記の他に有効な効果測定があれば、測定及び分析を実施すること。
- カ 効果測定を総括し、次年度以降の効果的な広告手法や課題等について具体的に報告、提案すること。

(3) その他

- ア 事業実施に当たっては、提案事項をもとに事業の内容・詳細を三重県と協議のうえで決定し、実施すること。
- イ 仕様書に記載のない事項は、三重県と協議のうえで決定し、実施すること。
- ウ 作業の方針、内容等につき疑義が生じた場合は、その都度三重県と協議のうえ対応すること。
- エ 各業務において目標 KPI の達成に向けて最大限の努力をもって事業を実施すること。
- オ 目標 KPI を達成した場合も、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。
- カ 各業務に係る運用、調査、分析、報告等の一切の経費は、全て当初の契約金額に含むこと。

5 報告書の提出

本業務終了後、履行期限までに事業実績に係る報告書 1 部を提出すること。

(1) 報告書記載事項

- ア 動画サイト「YouTube」の活用
 - ・動画の視聴回数、視聴者の属性等の情報の測定及び分析結果（目標値（KPI）に対する結果を含む）
 - ・実施した YouTube 広告の概要や効果測定及び分析結果
 - ・ブランドリフト調査の概要や効果測定及び分析結果
 - ・効果測定の結果から示唆される今後の課題や効果的な手法等
- イ 事業の総括及び今後の展開に関すること
 - ・上記結果を踏まえた三重県への旅行者誘致に係る取組に対する提案
- ウ その他、監督職員が指示したもの

(2) 納品期限 令和6年3月15日(金)

(3) 提出先 三重県観光部海外誘客課

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

7 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とします。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとします。

8 その他

(1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとします。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとします。また、調査・分析・検討についても同様とし、必要に応じて現地調査・文献調査・アンケート・ヒアリング等を実施するものとします。作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに業務監督職員と協議の上、対処するものとします。

(3) 再委託

再委託を行う場合は、事前に三重県の了解を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合があります。

(4) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類は、パワーポイント・WORD・EXCEL形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとします。

(5) 遵守すべき法令等

ア 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成

11 年 8 月 13 日法律第 128 号) 等の関係法規を遵守すること。

イ 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

ウ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(6) 著作権

ア 本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、三重県に帰属するものとします。

イ 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。

ウ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。

エ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。

オ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

カ 三重県は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

キ 受託者は、上記イ又はウに基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。

ク 前項の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。

ケ 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

コ 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により三重県に届けるものとし、三重県は三重県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

サ 三重県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、三重県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称して「知的財産

権」という。)を侵害するものであるとして三重県に対し何らかの訴え、異議、請求等(以下総称して「紛争」という。)がなされ、三重県から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。

シ 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

(ア) 成果品を侵害のないものに改変すること。

(イ) 三重県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

ス 前2項の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

(7) 留意事項

ア 本事業により制作された制作物の著作権は、三重県に帰属するものとします。ただし、受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受託者に帰属するものとするが、三重県が本業務及び本業務終了後に無償で使用及び翻訳する権利を有するものとします。

イ 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任(解決に要する一切の費用負担を含む。)において解決すること。

ウ 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

(ア) 断固として不当介入を拒否すること。

(イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(ウ) 委託者に報告すること。

(エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

エ 受託者がウの(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとします。

オ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

以 上